

**【試験案内】**  
**配布場所** 市役所本庁舎総合案内、総合支所市民生活課、キトラ上柴行政サービスセンター、深谷図書館、消防本部  
 ※市ホームページからも入手可能  
**配布期間** 8月5日(木)まで  
**【採用試験】**  
**申込期間** 8月1日(水)～5日(日)  
**試験日** 9月16日(日)  
**会場** 事務職・専門職＝埼玉工業大学(普濟寺1-690)、消防職＝消防本部(上敷免8580)  
 ※土木施工管理技士1級、一級建築士または建築基準適合判定資格者の資格を有するかたは、まちづくり技師(土木・建築)の試験の専門試験を免除します。

市では、平成31年4月1日採用予定の職員を募集します

市職員採用試験を、次の通り実施します。申し込み要件など詳しくは、試験案内よりご確認ください。

## 市職員採用試験を実施します

問い合わせ  
 人事課 (☎574-6636)  
 消防総務課 (☎571-0900)

### 平成30年度募集職種

募集職種		募集人数
事務職	一般事務	10人程度
	一般事務(福祉)	
	一般事務(身体障害者対象)	
専門職	まちづくり技師(土木・建築)	2人程度
	保健師・管理栄養士	若干名
消防職	消防職(一般)	5人程度
	消防職(救急救命士)	



▲平成30年4月に採用された職員

## 平成30年度介護保険料

問い合わせ 大里広域市町村圏組合 (☎501-1330)  
 長寿福祉課 (☎574-8544)

### 【介護保険料の改定】

3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、平成30～32年度の65歳以上のかたの介護保険料を左表の通り改定しました。

### 【納付方法】

納付方法は原則として特別徴収ですが、65歳になった年度のみ普通徴収です。

※保険料の納め方は法律で定められており、個人で選択できません。

### ①特別徴収(年金天引き)

年金が年額18万円以上のかたは、年金天引きとなります。なお、天引きの介護保険料の金額は、通帳には記載されません。

### ②普通徴収(納付書で納付または口座振替)

年金が年額18万円未満のかた、老齢福祉年金および恩給のみ受給しているかたなどは市や金融機関の窓口で、納付書で納付していただきます。また、口座振替も利用できます。※介護保険料を滞納すると、その未納期間に応じて自己負担の割合が上がる場合や、高額介護サービス費の支給を受けられなくなる場合があります。

### 平成30～32年度の介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料(算定式)	【参考】平成27～29年度の年額保険料(算定式)
1	・世帯全員が市民税非課税で、 ①老齢福祉年金受給者 ②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ・生活保護受給者	29,700円 (基準額×0.45)	28,100円 (基準額×0.45)
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	46,200円 (基準額×0.7)	43,700円 (基準額×0.7)
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた	49,500円 (基準額×0.75)	46,800円 (基準額×0.75)
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	59,400円 (基準額×0.9)	56,200円 (基準額×0.9)
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	66,000円 (基準額)	62,400円 (基準額)
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	79,200円 (基準額×1.2)	74,900円 (基準額×1.2)
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた	85,800円 (基準額×1.3)	81,100円 (基準額×1.3)
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	99,000円 (基準額×1.5)	93,600円 (基準額×1.5)
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満のかた	115,500円 (基準額×1.75)	109,200円 (基準額×1.75)
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上のかた	125,400円 (基準額×1.9)	118,600円 (基準額×1.9)

※年額保険料は、基準額(年額)に基準額に対する比率をかけて算定後、100円未満の端数を四捨五入した金額です。

### 介護保険サービスを利用する際の利用者負担割合の変更

介護保険サービスを利用する際の利用者負担は、これまでは1割または2割の負担でしたが、制度が改正され、8月以降は、新たに『3割負担』が設けられます。

2割負担の所得区分である『現役並み所得』の中でも特に所得の高いかた(合計所得金額220万以上などの場合)が3割負担となります。

## 女性のための消防職業説明会

問い合わせ  
 消防総務課 (☎571-0900)

消防職を志望する女性向けに、消防業務への理解を深めていただくための消防職業説明会を開催します。  
 とき 7月14日(土)午後1時30分～(2時間程度)  
 ところ 消防本部(上敷免858)

内容 庁舎見学、訓練体験および女性消防職員との意見交換会など  
 申し込み 市ホームページの申し込みフォーム(☒『女性のための消防職業説明会』で検索)から申し込み。※詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲活躍中の女性消防職員

## 空き家所有者向け啓発冊子を作成

問い合わせ  
 自治振興課 (☎574-8597)

### 適正管理と活用促進のため

市では、空き家の所有者が適正に管理し、利活用が図れるように、オリジナルの啓発冊子を作成しました。

空き家を放置した場合の問題と責任、住宅の引き継ぎ、空き家管理のポイント、困りごとに応じた相談先や連絡先などを掲載しています。

空き家の適正管理についての通知を所有者や管理者へ送付する際

に、この冊子を同封し、空き家の適正管理の啓発を行い、空き家の解消を進めています。  
 なお、この冊子は協賛企業の協力で市が財政負担せずに作成したものです。



▲『空き家所有者向け啓発冊子』の表紙

新たに始まる制度・事業や、生活に身近な話題などをお知らせします

インターネット(ヤフーオークション)を利用して  
**使用しなくなった公用車を売却します**  
 問い合わせ 公共施設改革推進室(☎568-5006)

市が進めている不用財産の積極的な活用の一環として、インターネット(ヤフーオークション)を利用して、公用車を売却します。  
**入札期間** 8月16日(水)～23日(水)  
**申し込み** 7月17日(火)～8月2日(木)までの間に、ヤフー(株)が運営する公有財産売却システム(<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)で参加申し込み後、申込書類を問い合わせ先へ  
 ※売却予定車両の写真など詳細は、市ホームページを「ご覧ください」。

平成30年度売却予定車両一覧

番号	初年度登録	自動車の種別・用途	車名	形状
車両30-1	平成12年	軽自動車貨物	ダイハツハイゼットカーゴ	バン
車両30-2	平成18年	軽自動車貨物	マツダスクラム	バン
車両30-3	平成9年	軽自動車貨物	ダイハツアトラー	バン
車両30-4	平成11年	軽自動車乗用	ダイハツムーブ	箱型
車両30-5	平成14年	軽自動車乗用	ダイハツムーブ	箱型
車両30-6	平成12年	小型貨物	トヨタカローラ	バン
車両30-7	平成9年	小型乗用	ニッサンウイングロード	ステーションワゴン
車両30-8	平成15年	小型乗用	ニッサンウイングロード	ステーションワゴン
車両30-9	平成16年	小型貨物	いすゞエルフ	ダンプ(塵芥車)
車両30-10	平成8年	小型乗用	トヨタカローラ	ステーションワゴン
車両30-11	平成10年	小型乗用	トヨタスターレット	箱型
車両30-12	平成12年	普通貨物	トヨタダイナカーゴ	キャブオーバ

国民年金からのお知らせ  
 問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012)  
 保険年金課(☎574-6641)

**国民年金の保険料免除制度**  
 国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料が免除される『保険料免除制度』があります。この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される『全額免除』のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される『一部納付(一部免除)』があります。(4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類)  
 また、退職(失業)を理由とした『特例免除制度』もあります。特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となり、失業されたかたの所得を除外して免除の審査を行います。特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書が必要になります。  
 このほかに、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合、50歳未満のかたについては本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される『納付猶予制度』があります。  
 免除や猶予を受けず、保険料を納めないままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、納めることが難しい場合は、申請手続きを行ってください。

免除申請月および対象期間

申請月	対象期間
平成30年7月～	平成30年7月～2019年6月(平成29年の所得で審査)

※なお、申請時点から2年1ヵ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請することが可能です。(申請年度に対応する前年所得に基づき審査)  
 ※納付猶予制度は、平成28年6月分については、30歳未満のかたが適用となります。

市長の**深い**話 谷が

深谷市長 小島 進



防犯活動の鍵は市民の『目』

今年5月に新潟市で下校中の児童が行方不明となり、その後遺体が発見されるという痛ましい事件が発生しました。全国のニュースで連日報道され、防犯活動における市民の『目』の重要性を改めて考えさせられました。

深谷市内では、PTAや自治会、老人クラブなどの皆さんが連携し、登下校時の子どもたちの見守りや地域内の防犯パトロールの活動などを積極的に行っていたいただいております。また、地区によっては、青色回転灯を装備した車両を使用して防犯パトロールをするなど、市民の『目』で犯罪の抑止に

つなげていただいております。市でも、市民の皆さんを犯罪被害から守るため、道路には照明灯、駅に防犯カメラを設置するなど、ハード面で地域を見守る『目』の整備を進めているほか、現在は個人宅が中心である『子ども110番の家』を拡大するために、店舗や事業所などに協力を呼びかけ、子どもたちを守る仕組みの拡充を検討しています。

また、警察署からの依頼により重大事件や不審者、振り込め詐欺などの情報を防犯行政無線やメール配信サービスをはじめ複数の手段を用いて、市民の皆さんへ引き続きお知らせしていきます。

犯罪の多くは未然に防ぐことができるはずですが、そのためには行政の『目』だけでは限界があり、市民の『目』が必要です。防犯パトロールをはじめウォーキングや犬の散歩、近所同士の声掛けなど、地域で市民の『目』を増やし、犯罪を起こしにくくし、住みやすいまちを一緒に創りましょう。もうすぐ夏休みが始まります。子どもたちが外出する機会も増えます。市民の『目』で子どもたちを見守っていきましょう。

**ありがとうの手紙**

**最優秀賞**  
 高校生・大学生の部  
 中学の先生、鈴木先生へ

深谷高校1年(現2年) 八須孝太郎さん

中学の時は、フィリピンから転校してきて、まだ日本語も当然分からなかった僕に、様々なサポートをしてくださいました。社会科の先生ということもあって、異文化にも興味があったみたいですね。クラスが替わり、担任ではないにもかかわらず高校のことまで一緒に考えてくださったり、また今みんなと仲良く普通にしゃべれるようになったのも、鈴木先生だけじゃなくて学年の先生全員のおかげです。この前、高校で僕がちゃんとしてるか心配してると聞いたけど、大丈夫です。

**みんなの声BOX**

**Q** 図書館のほかに、子どもたちが安心して夏休みの宿題などができる場所がありますか?

**A** 小・中学生を対象に各地区12の公民館の空き部屋を開放します。

日時などの詳しい内容は、担当課にお問い合わせください。

**問い合わせ**  
 生涯学習スポーツ振興課(☎572-9581)